

療養費・受任者払い妨害事件の提訴

当会では、関係機関各位との相互理解の確立のため、日常の理解活動を中心とした運動をすすめてきましたが、一部行政当局が業界の独占化を目指す者との共同で当会の健全化運動を妨害し、如何とも理解を得難いということのでついに裁判という運動に取り組みました。

この事件については業界人の妨害を対象とせず、保険者そのものを対象とし、その保険者については個々の組合管掌保険者とともに社会保険保険者として国（厚生大臣）をも対象とし、これについては「国家賠償」事件として提訴いたしました。

◎ 資料 1 ～ 資料 3

福島民



発行所 福島市大田町13-17 (郵便番号960) 福島民報社 郵便掛曾口産 郡山1-1158番 電話代表 (0245) 31-4111 編集 局31-4119広告局31-4153 企画事務局31-4173販売局31-4178 © 福島民報社 1987

療養費請求を健保組合が拒否

接骨師が賠償請求

福島地裁

保険組合が健康保険法に定められた療養費を支払わないのは法の下の平等を定めた憲法に反するとして福島市と東白川郡棚倉町の接骨師二人が七日、国と福島市内の四つの健康保険組合を相手取って総額約五百八十万円の損害賠償請求を福島地裁に起こした。

訴えたのは東白川郡棚倉町下町三八、高坂又雄さん(三三)と福島市臨場町五ノ一五、菊地和宏さん(三三)。訴えられたのは北芝電機、東邦銀行、日産福島、東北しんきんの四健康保険組合と国。

訴えによると、高坂さんと菊地さんはそれぞれ柔道整復師(接骨師)の免許を受け日本接骨師会に所属、地元で接骨院を開業している。接骨院で治療を受けた際、医療費請求を簡素化するため日本接骨師会が患者に代わって医療費を負担、同会が患者の入会する健康保険組合から療養費を請求するシステムをとっている。

ところが、訴えられた四つの健康保険組合は「日本接骨師会との協定は結んでいない」と

いう理由から支払いを拒否、患者が治療費を全額支払ったあと再び接骨師が組合に代理請求するなどのトラブルが起きた。また、保険組合側は患者に対し「協定外団体に所属する接骨師に治療費は支払えない。自分で領収書を持ってこい」と脅迫に近い行動をとったという。患者からは「こんな面倒な接骨院には二度と来ない」との苦情が相次ぎ、社会的名誉を傷つけられたと述べている。

原告弁護士は「健康保険法には協定外団体に療養費を支払わなければならないという規定はないし、現に協定外の健康保険組合でもきちんとお金を支払っている例がある」と主張している。

1987年(昭和62年) 10月9日(金曜日)

福島 3 (20)

接骨師2人

支払い拒否で訴訟

国と健保組合相手取り

接骨師が健康保険法に基づき代理請求した診療費を保険

組合が支払い拒否しているのは不平等で憲法違反——として、東白川郡榎倉町下町三八、接骨師、高坂又雄さん(三三)と福島市陣場町五の二五、岡、菊地和宏さん(三三)の二人が八日までに、国と四つの健康保険組合を相手取り総額約五百八十万円の損害賠償請求訴訟を起こした。

訴えによると、高坂さんと菊地さんはともに日本接骨師会(登山殿会長)に属し知事の免許を受け開業している。高坂さんらは、一般の接骨師や病院などと同様、健康保険法に基づき患者の診療費を肩代わりし、患者の属する保険組合に代理請求している。

(19) 福島 12版▲ 1987年(昭和62年)10月9日



「代理請求の拒否で 名誉傷つけられた」

接骨師二人、国など訴える

被保険者に代わって行った療養費の請求を拒否されたため「保険が利かない」という印紙が押えつけられて社会的な苦痛を味わった、などとして福島市内などの接骨師二人が国と四つの健康保険組合を相手取り約五百八十五万円の支払いを求め、国家賠償請求訴訟を八日までに、福島地裁に起こした。こ

れに対して、国や健保組合は「代理請求を認める協定を結んでいる柔道整復師の団体に二人は入っていないので、代理請求は認められない」としている。訴えたのは、福島市陣場町、菊地和宏さん(三三)と東白川郡榎倉町下町、高坂又雄さん。訴えられたのは、国と北茨城健康保険組合など四組合。

訴えによると、二人は去年六月から今年にかけて計約千七百人の治療をしたが、患者の委任を受けて健保組合と健保事務を担当している社会保険事務所に療養費の代理請求をしたところ、郡山など四つの社会保険事務所と四健保組合から支払いを拒否された。このため、二人は特定団体に加入している柔道整復師については代理請求が認められており、著しい差別にあたる他の事務所に組合は代理請求に応じているの代理請求拒否によって「もへんの接骨師」という白目をつけられた、など精神的苦痛を負った、など主張している。

本件各資料は、当会福島県会員が国及び地元健康保険組合を被告として約580万円の国家賠償請求事件を昭和63年10月8日に起した際の記事です。

当時は、当局はもとより業界そのものが受任者払い取り扱いについて、当局からの思慮的賜り物であると考え、この権益を独占的に特定団体の特権とし、もって業界のコントロールの道具にしようというものでした。尤も当局は「行政指導」と言っていました。

しかし、全整復師から見ると、特定団体に加入しなければ整復診療業務の安定を妨げられるという不合理を強いられることとなります。特に保険取り扱いが常識化しているとき、これを一方的に妨害されれば当該整復師に対する社会的名誉や信用については大変な問題となることがあります。

◎ 資料 4 ～ 資料 7

資料 4 昭和62年11月8日(日) 福島民友

昭和62年(1987年)11月8日(日曜日) 日版 (22)

三、会社員斎藤京子さん(同)の方から出火、木造モルタル二階建ての住家約百三十平方メートルを全焼、同九時半ごろ消えた。福島警、福島市消防署で原因、損害などを調査している。けが人はなかった。

斎藤さん方は本人と娘二人の三人暮らしだが、出火当時は三人とも留守にしていた。

患者4人も提訴

健保代理請求訴訟

法的根拠が全くないのに、患者の療養費の代理請求を拒否するのは違法だとして、福島市飯沼町五ノ一五、菊地和宏さん(同)と、柳倉町下町三八、高坂文雄さん(同)の二人の柔道整復師が、先月、国と四健康保険組合を相手に、五百七十九万円余りの損害賠償を求め提訴したが、七日までに、さらに菊地さんら二人

のもとに通院していた患者四人が、国を相手に療養費総額五百七十九万円余りの支払いを求め提訴を福島地裁に起こした。

訴えによると、四人の患者はそれぞれ政府管掌の健康保険事務を扱う郡山社会保険事務所、東北福祉社会保険事務所を保険者として六十一ヶ月から今年九月にかけて、菊地さんら二人の治療を受けた。通院にかかった費用は、健康保険法に定めた療養費にあたることから、菊地さんら二人が所属する日本接骨師会などを通じて国に対し療養費の代理請求をしたところ、正当な理由がなく支給を拒否された、としている。

原告側は、「健康保険法には、療養費の代理請求を禁止した規定はなく、支払い拒否は違法だ」と提訴した。

一連の訴訟に関連して高坂さんは、患者に治療日数や費用などに関してアンケート調査を行っている郡山社会保険事務所に対し、「不必要なアンケートは違法で、患者に、もぐりの整復師という印象を持たれる」と、アンケート調査や照会などの禁止を求める仮処分を、七日までに福島地裁に申請した。



発行所 福島市柳町4-29
郵便番号 960
福島民友新聞社
電話代表 (0245) 23-1191
編集局 (0245) 22-7051
販売局 (0245) 22-7052
販売口座 郡山 8-5070
© 福島民友新聞社 1987



代理請求 保険の療養費 今度は患者が国訴える

接骨師の治療を受けた後、接骨師を通じて保険の療養費の代理請求をしたところ、社会保険事務所に支払いを拒否された。などとして福島の会社員2000人、国を相手取り療養費約五万八千円の支払いを求

める訴訟を七日までに、福島地裁に起こした。十月初旬には、同市内などの接骨師二人が被保険者の患者に代わって請求した療養費の支払いが拒否されて社会的苦痛を強いけられた。などとして、国と四つの健康保険組

合を相手に、国家賠償請求訴訟を同地裁に起こしており、西訴訟は今後、併合されて審理される見通しだ。

訴えによると、会社員らは去年五月から今年八月にかけて接骨師の治療を受けたが、接骨師を通じて社会保険事務所に健康保険法上の療養費を請求したところ、国が代理請求を認めていない。国が代理請求を認めていないのは、国が代理請求を認めていないことな

る。国が代理請求を認めていないのは、国が代理請求を認めていないことな

を理由に支払いを拒否された。会社員らは国から療養費を受給する権利があるの健康保険法上、代理請求を認じた規定はなく、当然に許されるべきだ、などと主張している。

本件各資料は、従来、療養費の受任者払い扱い問題が業界内部の利害の問題とのみ考えられていたことが、患者の立場・国民の立場から見ても自由に良質の整復診療を選択することができるのではないかとする疑問です。何等不正を働いた訳ではない整復師に特定の利害で妨害することはおかしいというものです。

なお、資料4に、当局の行き過ぎた調査権乱用に対する新たな訴えが出されたことも記されています。各社の記事について、同じ事件でもそれぞれの記し方に多少の変化があることが分ります。



患者も国相手に訴訟

福島地裁

接骨師の治療を受け、接骨師を通じて保険の療養費の代理請求をしたところ、社会保険事務所が支払いを拒否したのは違法だとして福島市の会社員(以下)四人が、国を相手取り療養費約五万八千円の支払いを求める訴訟を九日までに、福島地裁に起した。

十月には、福島市と棚倉町の接骨師二人が被保険者の患者に代わって請求した療養費の支払いが拒否されて、社会的な害がもたらされたなどとして、国と四つの健康保険組合を相手に国家賠償請求訴訟を同地裁に起している。

訴えによると四人は、それぞれ郡山社会保険事務所、東北福島社会保険事務所を被保険者として、六十一年五月から今年八月にかけて接骨師の治療を受けたが、接骨師の所属する日本接骨師会を通じて社会保険事務所に健康保険法上の療養費を請求したところ、国が代理請求を認めている団体の接骨師でないことなどを理由に支払いを拒否されたとしている。

原告側は国から療養費を受け給する権利があり、健康保険法上、代理請求を禁じた規定もないと主張している。両訴訟は今後、併合して審理される見通し。



接骨師請求の療養費拒否は違法

国に健保代支払い求め提訴

接骨師が健康保険法に基づき代理請求した療養費を、保険組合が支払い拒否しているのは違法だとして、福島市の

会社員、Aさん(以下)四人が、国を相手取り療養費約五万八千円の支払いを求める訴えを、十日までに、福島地裁に起した。先月、福島市と東北川郡棚倉町の接骨師二人が同じ趣旨の訴えを同地裁に起こしたのに続くもの。

併合して審理される見通し。

療養を請求した。ところが、両事務所は日本接骨師会が国と療養費の代理請求について協定を結んでいないことを理由に同会を助した請求を拒否、「いったん接骨師に全額支払ってから領収書を持ってこい」などと要求した。Aさんらは健康法に基づき、代理請求による療養費支払いを受ける権利があるとしている。



発行所 福島市地町14-29 郵便番号 960
福島民友新聞社
電話代番 (0245) 23-1191
編集局 (0245) 22-7051
販売部 (0245) 8-5070
〒960 福島民友新聞社 1987

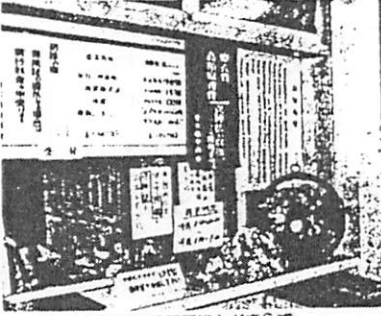
保険給付方法に「一石」

接骨医訴訟 きょう初決着



保険の給付方法をめぐって入の接骨師が、国と四重県保険組合を相手に約五百八十万人の損害賠償を求め訴訟を起こし、三十日に第一回口頭争論が開かれる。接骨師は「接骨師が保険者に請求する賠償額を、接骨師が代わって請求する、いわば「代理請求」を認めないのは違法だ」とする。単に業界内部の問題に見えるが、実際は法人化された唯一の接骨師の団体が都道府県レベルで結んだ協定をめぐって(養生会)の行政指導と、全国に十数団体を数える非法人団体の内部事情が複雑に絡み、扱いは、

スポーツ選手に限らず、むしになる。保険医にかかった時、会員百六十人に所属する。朝日新聞のねんげいは一度と賠償の扱いが、場合により、食町下町三八、高野下橋五入、なすでも接骨師のお世話にならなくては、いったん窓口で治療(〇〇)福島市保険町五〇一五、なすは多いはず、この際、費用を払わなければならない。通票と健康保険証を提示して、接骨後に治療の一部費用を請求する。その家賃三割を窓口で支払うこと、日本接骨師会(登山部会費、



業界内部の問題にとどまらず、患者の混乱を招く恐れも...

①の現物給付は、保険証を提示して医師の診療というサービスそのものを受ける方法で、医療保険としてはこの方式が原則である。②の現金給付は、現物給付に不足する部分や出張費用などを、接骨師が患者に請求する。③の現金給付は、現物給付に不足する部分や出張費用などを、接骨師が患者に請求する。④の現金給付は、現物給付に不足する部分や出張費用などを、接骨師が患者に請求する。

接骨師の請求を受け取りを接骨師に委任できる「委任払い」制を認めている。高野さん二人は、法人化されていない別の団体に所属しているため「協定外」となり、委任払いには認められていない。県医師会によると、現在、県内の接骨師は百九十九人(六十一人末現任)。その約七割の百九十五人が、日本接骨師会傘下の県接骨師会の会員で、残りは、別の団体や、どの団体にも所属していないフリーの接骨師だ。原告は、整形外科医師が未協定だったことを、立て替えて払いという理屈は手紙から患者を解放するため、昭和十一年に各都道府県ごとに日本接骨師会(小倉八郎会長・会員一万八千人)の会費には、原告が窓口で直接治療費を支払わずに接骨後に支給される療

費を請求・受け取りを接骨師に委任できる「委任払い」制を認めている。高野さん二人は、法人化されていない別の団体に所属しているため「協定外」となり、委任払いには認められていない。県医師会によると、現在、県内の接骨師は百九十九人(六十一人末現任)。その約七割の百九十五人が、日本接骨師会傘下の県接骨師会の会員で、残りは、別の団体や、どの団体にも所属していないフリーの接骨師だ。原告は、整形外科医師が未協定だったことを、立て替えて払いという理屈は手紙から患者を解放するため、昭和十一年に各都道府県ごとに日本接骨師会(小倉八郎会長・会員一万八千人)の会費には、原告が窓口で直接治療費を支払わずに接骨後に支給される療

◎ 資料 8 ~ 資料 12
資料 8 昭和62年11月30日(月) 福島民友

読売新聞

12月1日 火曜日
昭和62年(1987年)

THE YOMIURI SHIMBUN

第40037号 (日刊) ©読売新聞社1987年

発行所
読売新聞社
東京都千代田区大手町1-7-1
郵便番号100-55
電話(03)242-1111
郵便振替口座東京4-612

☆13版☆ (18)

福島読賣

県都・近郊

健保代理請求

「団体会員限定は違憲」 非加入の2接骨師が訴え

治療費の健康保険組合負担分を患者に代わり、接骨師が請求する「代理請求」を二接骨師団体のみに認め、他の接骨師に認めないのは違憲として、二人の接骨師が、国と県内の四つの健康保険組合を相手取り、国家賠償法に基づき、総額五百七十九万円余の損害賠償を求める訴訟を起し、三十日、福島地裁で第一回口

頭弁論が開かれた。訴えてい
るのは、朝倉町下町三八、高
坂又藤さん三〇四と、福島市陣
場町五の二五、菊地和宏さん
三五の二人。

訴えによると、二人は柔道
整復師法に基づき、県知事か
ら接骨師の免許を受け、それ
ぞれ朝倉町と福島市で接骨院
を開業している。しかし、厚
生省の行政指導で健康保険連
合会と代理請求を認める協定
を結んでいる社団法人日本柔
道整復師会(小倉八郎会長、

一万二千五百人の会員では
ないため、代理請求が認めら
れず、二人は治療してもらっ
た患者は、治療費の全額をい
ったん支払ったあと、調収書
と診療明細書を健康保険組合に返
出し、健康組合負担分を返還
してもらったという手続きをと
っている。

このため、一度治療した患
者でも、手続きの煩雑さを嫌
がり、次からは代理請求が認
められている接骨院に通院す
るようになったり、一部の患

者からは、二人は「もぐりの
整骨師」と見られたりするな
ど不利益を受けているとして
「われわれは日本柔道整復師
会の会員と資格、治療法など
でなんらかわると言えない
のに、代理請求できないのは
法の下の平等を定めた憲法十
四条に反する」としている。
これに対し、国側は棄却を、
健康組合側は却下を求めて、
全面的に争う姿勢を示した。
なお、二人は、日本柔道整
復師会には、会の運営方法が
合わない、として加盟してい
ない。

(19) 社会 8版



被告側、争う姿勢

接骨師の損害賠償訴訟

福島地裁 被告側

福島市と東白川郡棚倉町の二人の接骨師が国と四つの健康保険組合を相手に五百八十万円の損害賠償を求めた訴訟の第一回口頭弁論は三十日、福島地裁(小林茂雄裁判長)で開かれた。被告の国と組合側は訴えの棄却などを求める答弁書を提出し、全面的に争う姿勢を見せた。

訴えによると、接骨師二人は、医療費請求を簡素化するために、所属する日本接骨師会を通じて患者の加入する健康保険組合に療養費を請求した。しかし、六十一年六月ごろから訴えられた組合は「日

う。接骨師二人は「健康保険法には協定外団体に療養費を払わなくていいという規定はなく、実際に支払っている組合もある」と主張している。この問題で、福島市の患者ら四人が国を相手に療養費約五万八千円の支払いを求めた訴訟の第一回口頭弁論も三十日、福島地裁(小林茂雄裁判長)で開かれ、国は訴えの棄却を求める答弁書を出した。



被告・国側争う姿勢

福島 接骨医訴訟 初の弁論

患者に代わって行った療養費の代理請求を認めないのは違法だとして、棚倉町下町三八、柔道整復師高坂又雄さん(三)、福島市陣場町五ノ一五、同病地和宏さん(三)の二人が、国と四健康保険組合を相手に約五百八十万円の損害賠償を求めた訴訟の第一回口頭弁論は三十日、福島地裁(小林茂雄裁判長)で開かれ、

被告の国は請求棄却を求める答弁書を提出。組合側も「原告適格がない」と請求却下を求める答弁書を出して、ともに争う姿勢を見せた。

訴えによると、高坂さんら二人は日本接骨師会(登山熊会長)に所属する柔道整復師で、高坂さんは六十一年六月から一年間に約八百人、菊地さんは六十一年六月から二カ月に三百十四人の患者を治療、患者から委任された登山会長が保険者に療養費の代理請求を行った。

ところが、法律上の禁止規定がないうえに、社団法人柔道整復師会と全国柔道整復師会に対しては認めていながら、高坂さんら他の団体に所属する柔道整復師については、代理請求による療養費の支払いを拒否しており、明らかな違法だとしている。

本件資料は、国及び健康保険組合等被告が「受任者払い」の差別措置について、合理的取り扱いであるとして全面的に対決する姿勢を示しました。

資料8は、国民の立場から、整復診療を受ける際に不正整復師などは論外として、まじめな整復師であれば所属団体の如何に関係なく選べることを望ましいことを指摘しています。各資料それぞれ請求件数など特徴的に記してあります。これらの記事が実はようやく開かれた第1回の口頭弁論として注目されました。



資料 12 昭和62年12月1日(火) 毎日新聞・福島版

1987年(昭和62年)12月1日(火曜日)

福島 3 (20)

福島版

国、組合側は全面対決の答弁書

接骨師訴訟

初口頭弁論

接骨師が健康保険法に基づき代理請求した療養費を保険組合が支払い拒否しているのは違法だとして、東白郡棚倉町下町三八、接骨師、高坂又穂さん(三三)と福島市陣場町五の二五、同、菊地和宏さん(三三)の二人の接骨師が国と四つの健康保険組合を相手取り総額約五百八十万円の損害賠償を請求、同じく福島市の会社員、Aさん(三三)ら四人の患者が国を相手取り療養費約五万八千円の支払いを求めると、初の第一回口頭弁論が三十日、福島地裁(小林茂雄裁判長)で開かれた。国側は接骨師と患者の訴えに対し棄却を求め、答弁書、組合側は接骨師の訴えに対し却下を求める答弁書をそれぞれ提出、全面的に争う構え。